

第二期 千代田町障害者活躍推進計画

機関名	千代田町
任命権者	千代田町長、千代田町教育委員会、千代田町議会、千代田町選挙管理委員会、千代田町監査委員、千代田町農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
千代田町における障害者雇用に関する課題	令和6年6月1日時点での千代田町及び千代田町教育委員会で合算した障害者の実雇用率（2.67%）は法定雇用率（2.8%）を若干下回っているが、法定雇用障害者数は達成している。 雇用している障害者の高齢化が進んでいることが課題となっている。
目標	
1. 採用に関する目標	○各年6月1日時点の任免状況通報対象機関において法定雇用率を達成する。 ○毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	○離職者を極力生じさせない。 ○毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定し、対象者に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害のある職員から従来の業務遂行が困難となったとの相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。